

特定相談支援・障害児相談支援の事業者指定申請の手引き

日 野 市

平成 24 年 4 月から、指定相談支援事業が「一般相談支援事業」「特定相談支援事業」「障害児相談支援事業」に再編されました。（下記図参照）

<指定相談支援事業の体系>

○障害者（18 歳以上）

サービス等利用計画	特定相談支援事業 （指定特定相談支援事業者） ○計画相談支援 ・サービス利用支援（サービス等利用計画の作成） ・継続サービス利用支援（モニタリング） ○基本相談支援
地域移行・定着支援	一般相談支援事業 （指定一般相談支援事業者） ○地域相談支援 ・地域移行支援（外出同行支援、入居支援等） ・地域定着支援（24 時間の相談支援体制等） ○基本相談支援

○障害児（18 歳未満）

サービス等利用計画	特定相談支援事業 （指定特定相談支援事業者） ○計画相談支援 ・サービス利用支援（サービス等利用計画の作成） ・継続サービス利用支援（モニタリング） ○基本相談支援
障害児支援利用計画	障害児相談支援事業 （指定障害児相談支援事業者） ○障害児相談支援 ・障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成） ・継続障害児支援利用援助（モニタリング）

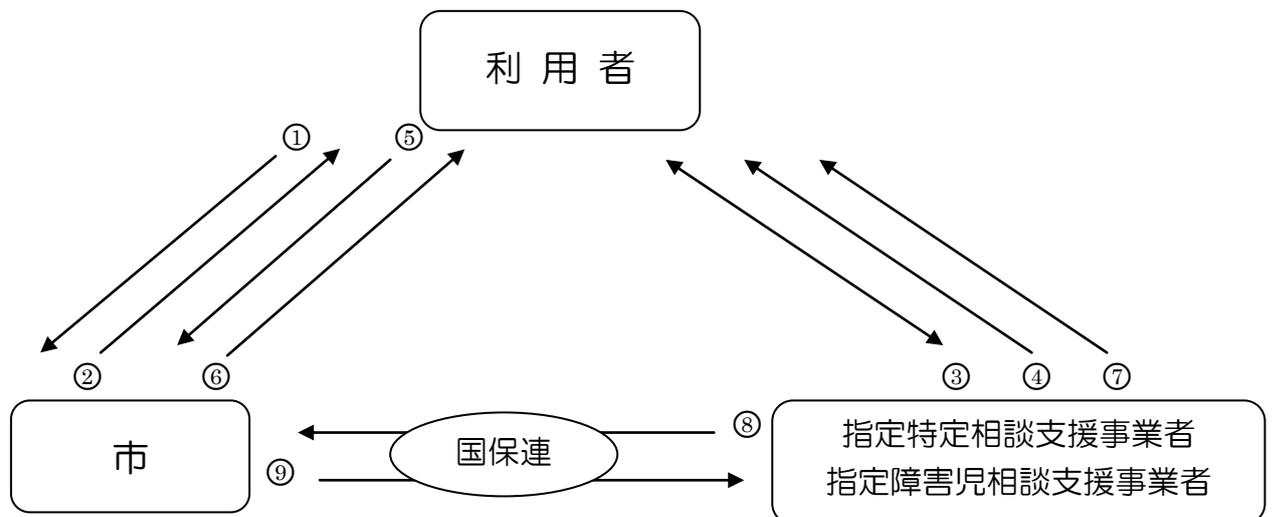
○市が指定する相談支援の種類と内容

サービス等利用計画の作成等を担う「特定相談支援事業」、障害児支援利用計画の作成等を担う「障害児相談支援事業」を行う場合、事業所の所在地を管轄する市の指定を受けることが必要となります。

種 類	内 容
特定相談支援 (障害者総合支援法)	障害者(児)等からの相談に応じ必要な便宜を供与するほか、障害者(児)が障害福祉サービス(地域相談支援)を利用する前にサービス等利用計画を作成し、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援
障害児相談支援 (児童福祉法)	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援

※「一般相談支援事業」：地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)、かつ通常の相談支援(基本相談支援)を行なう事業については、東京都が指定を行いません。

○計画相談支援(障害児相談支援)の利用の流れ



サービス等利用支援・障害児支援利用援助	必要な書類
① 障害福祉サービス（地域相談支援）・障害児通所支援の支給申請	・介護給付費等（地域相談支援）支給申請書、障害児通所給付費支給申請書
② サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出を依頼	・サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）提出依頼書
③ 計画相談支援（障害児相談支援）の提供について利用契約	・利用契約書 ・重要事項説明書
④ アセスメント（居宅訪問・面接等）サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の作成・交付	・サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）
⑤ サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の提出 計画相談支援・障害児相談支援給付費申請契約した指定相談支援事業者の届出	・サービス等利用計画案 ・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書 ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書
⑥ 障害福祉サービス（地域相談支援）・障害児通所支援の支給決定 計画相談支援・障害児相談支援給付費支給通知 受給者証に必要事項を記載して交付	・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書
⑦ サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の提示・交付	・サービス等利用計画（障害児支援利用計画）
⑧ 計画相談支援・障害児相談支援給付費請求	・計画相談支援給付費請求書
⑨ 計画相談支援・障害児相談支援給付費支払	

モニタリング	必要書類
⑦市が対象者ごとに定めるモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング結果報告書 ・サービス等利用計画（障害児支援利用計画）（見直す場合）
⑧ 計画相談支援・障害児相談支援給付費請求	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援給付費請求書
⑨ 計画相談支援・障害児相談支援給付費支払	

○指定基準

1 人員基準

■管理者 1名（専従）

事業所ごとに、専従の管理者を配置してください。ただし、事業の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

■相談支援専門員 1名以上（専従）

事業所ごとに、専従の相談支援専門員を1名以上配置してください。ただし、事業に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

※専従とは・・・原則として、サービス提供時間帯（当該従業者の勤務時間）を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいいます。常勤・非常勤は問いません。

2 設置基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとされており、具体的には以下の点に留意してください。

■事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、区分が特定されていなくても支障がないときは、相談支援を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

■受付等スペースの確保

利用申し込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。

■設備及び備品等

相談支援に必要な設備・備品等を確保する必要があるが、他事業所・施設と同一敷地内にある場合であって運営に支障がない場合は、当該他の事業所・施設の設備・備品等を使用することができるものとする。

また、事務室又は区画、設備・備品等については事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

※指定基準については、上記内容のほか、下記の法令・通知をご参照ください。

<指定基準>

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

<解釈通知>

- ・障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（H24.3.30 厚生労働省通知）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（H24.3.30 厚生労働省通知）

○指定申請の手続き

事業者の指定は、事業所ごとに行いません。同一法人が複数の所在地の異なる事業所で相談支援事業を行う場合には、各事業所ごとに申請が必要です。

1 申請書類

指定申請に必要な書類は、日野市ホームページ内「障害福祉」―「事業者の方へ」―「相談支援事業者（特定・障害児）指定手続きのご案内」からダウンロードできます。

2 提出方法

郵送か来庁どちらかでの受付となります。添付書類中の「障害者総合支援法に基づく事業者指定の申請に係る書類一覧」により必要書類をご確認のうえ提出してください。

3 提出期限

指定希望月の前月 1 日が提出期限です。指定は各月の 1 日付で行います。

(例) 10 月 1 日指定希望の場合⇒9 月 1 日が提出期限

○指定申請時の留意事項

1 障害児相談支援事業の指定申請について

障害児相談支援事業のみの指定については、障害福祉サービスの利用も含めた障害児に対する支援を一体的に判断することが望ましいことから、併せて特定相談支援事業の指定を受けることを基本とします。

2 主たる対象者（障害種別）の特定について

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者は、「総合的に相談支援を行う者」である必要があります。よって、原則三障害について対応することとし、主たる対象者を特定する場合は、以下の内容を満たす必要があります。

(1) 他の事業所との連携により、主たる対象者以外の者についても対応可能なこと。※

(2) 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

(3) 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること。

※ただし、1 により障害児相談支援事業と特定相談支援事業の指定をあわせて受ける場合で障害児のみを対象とする場合は、主たる対象者を「障害児」として差し支えありません。

3 定款・登記事項証明書の記載について

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の指定を受ける場合、定款・登記事項証明書に以下のような該当事業の記載が必要になります。

- ・ 特定相談支援事業 「障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業」
- ・ 障害児相談支援事業 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」

○事業開始届の提出について

特定相談支援事業・障害児相談支援事業の実施にあたっては、市への指定申請のほか、東京都へ事業開始届の提出が必要です。

事業開始届関係の必要書類は東京都ホームページ内「東京都障害者サービス情報」に掲載されています。

○関係法令

障害者総合支援法：支援法 児童福祉法：児童法

1 指定（支援法第 51 条の 20 児童法第 24 条の 28）

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下、「指定相談支援事業者」という）となるためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たしたうえで、事業所の所在地を管轄する市の指定を受けることが必要です。指定は事業所ごとに行いません。

なお、次のような場合は、指定ができません。

（支援法第 36 条第 3 項 児童法第 21 条の 5 の 15 第 2 項）

- ・申請者が法人でないとき。
- ・事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- ・申請者が、厚生労働省令に定める相談支援事業の運営基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。 等

2 事業者の責務（支援法第 51 条の 22 児童法第 24 条の 30）

指定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めなければなりません。

- ・区市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、相談支援を障害者等の意向、適性、障害の特性等に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。
- ・相談支援の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
- ・障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

3 事業の基準（支援法第 51 条の 24 児童法第 24 条の 31）

- ・指定相談支援事業者は、事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、

指定相談支援事業に従事する従業者を有しなければなりません。

・指定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定相談支援事業の運営に関する基準に従い、指定相談支援を提供しなければなりません。

・指定相談支援事業者は、事業の廃止・休止の届出をしたときは、その後も引き続き相談支援の提供を希望する者に対し、必要な相談支援が継続的に提供されるよう便宜の提供をしなければなりません。

4 変更の届出等（支援法第 51 条の 25 児童法第 24 条の 32）

・事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、休止中の事業を再開した場合は、10 日以内に、その旨を市に届け出ることが必要です。

・指定相談支援事業を廃止、休止するときは、その 1 月前までに、その旨を市に届け出ることが必要です。

5 指定の更新（支援法第 51 条の 21 児童法第 24 条の 29）

指定相談支援事業者の指定は、6 年ごとに更新を申請し、更新の指定を受けなければ効力を失います。

6 報告等（支援法第 51 条の 27 児童法第 24 条の 34）

市は、必要があると認めるときは、指定相談支援事業者や従業者等に対して報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査等を行うことができます。

7 勧告、命令等（支援法第 51 条の 28 児童法第 24 条の 35）

市長は、事業者に対し、従業者の知識もしくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、又は事業の運営に関する基準に従って適性な運営をしていないと認めるときには、勧告し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

8 指定の取消（支援法第 51 条の 29 児童法第 24 条の 36）

市長は、指定相談支援事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の取消を行うことができます。

・従業者の知識もしくは技能又は人員について厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。

・厚生労働省令に定める指定相談支援事業の運営基準に従って適正な指定相談支援事業の運営ができなくなったとき。

・相談支援給付費等の請求に関し不正があったとき。

- ・市長の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ・市長の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、もしくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- ・不正な手段により指定相談支援事業者の指定を受けたとき。

9 公示（支援法第 51 条の 31 児童法第 24 条の 37）

次の場合に、指定相談支援事業者に関する事項を公示します。

- ・指定相談支援事業者を指定したとき。
- ・指定相談支援事業の廃止の届出を受けたとき
- ・指定相談支援事業の指定を取り消したとき。

10 業務管理体制の整備等（支援法第 51 条の 31 児童法第 24 条の 38）

- ・指定相談支援事業者は、厚生労働省令に定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければなりません。
- ・指定相談支援事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を届けなければなりません。

◆相談支援専門員の要件

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
平成 24 年厚生労働省告示第 227 号

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
平成 24 年厚生労働省告示第 225 号

指定申請書類の提出先・お問い合わせ先

〒191-8686

日野市 健康福祉部 障害福祉課 福祉係

電 話 042-585-1111（内線2313）

FAX 042-583-0294

メール syogaif@city.hino.lg.jp